

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後					改 正 前				
第4章 自動車を運転する前の心得 第4節 乗車と積載 1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。 また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。					第4章 自動車を運転する前の心得 第4節 乗車と積載 1 [同左]				
車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法	車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽自動車届	自動車検査証か軽自動車届	長さ…自動車の長さ×1.2	前後…車体の前後から自動車	大型自動車	自動車検査証か軽自動車届	自動車検査証か軽自動車届	長さ…自動車の長さ×1.1	前後…車体の前後から自動車
中型自動車	自動車届	出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	幅…自動車の幅×1.2	長さを超えてはみ出さないこと。	中型自動車	自動車届	出済証に記載されている最大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	幅…自動車の幅	長さを超えてはみ出さないこと。
準中型自動車	記載されている乗車定員（ミニカー（注5）と特定の構造の農業用薬剤	大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車に	高さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。左右…車体の左右から自動車	準中型自動車	記載されている乗車定員（ミニカー（注5）と特定の構造の農業用薬剤	大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム）	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車に	高さの $\frac{1}{10}$ の長さを超えてはみ出さないこと。左右…車体の左右から自動車

散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人））		あつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲において公安委員会が定める高さ）	$\frac{1}{10}$ の幅を超えてはみ出さないこと。	散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは2人））		あつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲において公安委員会が定める高さ）	いこと。
[略]				[同左]			
備考 [略]				備考 [同左]			
[2～5 略]				[2～5 同左]			
備考 表中の [] の記載は注記である。							

附 則

この告示は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第十六号）の施行の日（令和四年五月十三日）から施行する。